

岩手県監査委員告示第43号

監査結果の公表（平成25年岩手県監査委員告示第37号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成25年11月5日

岩手県監査委員 柳 村 岩 見
岩手県監査委員 高 橋 昌 造
岩手県監査委員 伊 藤 孝次郎
岩手県監査委員 工 藤 洋 子

1（1） 監査対象機関名 県南広域振興局土木部遠野土木センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年5月16日

イ 本監査実施日 平成25年7月18日

（3） 監査結果の公表の日 平成25年9月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
凍結防止剤の管理に当たり、管理方法が不適切なものが9件、2,234,505円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	凍結防止剤の管理について、今後は委託業務完了確認時に併せて在庫確認を実施するとともに、使用しなかったものについては回収することとした。

2（1） 監査対象機関名 県南広域振興局土木部一関土木センター

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年6月11日及び12日

イ 本監査実施日 平成25年7月30日

（3） 監査結果の公表の日 平成25年9月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
道路占用料の徴収に当たり、相当期間経過してから調定しているものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。	道路占用料の徴収について、今後は、変更されるデータの確認を徹底し、再発を防止することとした。

3（1） 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部

（2） 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年6月26日及び27日

イ 本監査実施日 平成25年7月31日

（3） 監査結果の公表の日 平成25年9月6日

（4） 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
ア 行政財産使用料、河川占用料及び港湾施設占用料の調定に当たり、相当期間経過してから調定しているものが5件、268,445円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	留意改善を要する事項アに係る措置内容 行政財産使用料、河川占用料及び港湾施設占用料の調定の遅れについて、今後は、前年度中に管理一覧表を作成し、課内で情報共有及び進捗管理を徹底し、再発を防止することとした。

<p>イ 需用費の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが1件、81,523円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>留意改善を要する事項イに係る措置内容 需用費の支出について、今後は、履行確認から1か月程度請求がないものについて確認するとともに、債権者に請求書提出の督促を行うこととし、再発を防止することとした。</p>
<p>ウ 県営住宅退去に伴う敷金の還付に当たり、退去完了検査後年度を超えて還付しているものが2件、102,845円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>留意改善を要する事項ウに係る措置内容 県営住宅退去に伴う敷金の還付について、今後は、課内で情報共有を徹底し、県営住宅退去に伴う室内修繕完了後、速やかに還付を行い、再発を防止することとした。</p>
<p>エ 凍結防止剤の管理に当たり、管理方法が不適切なものが4件、1,956,727円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>留意改善を要する事項エに係る措置内容 凍結防止剤の管理について、今後は委託業務完了確認時に併せて在庫確認を実施するとともに、使用しなかったものについては回収することとした。</p>
<p>オ 工作物の管理に当たり、財産管理簿の整理がなされていないものがあったので、適正な事務の執行に努められたい。</p>	<p>留意改善を要する事項オに係る措置内容 財産管理簿の整理については、平成25年8月6日に財産取得手続を完了した。今後は、課内での情報共有を徹底し、工事等完了後に財産登録手続を行うこととした。</p>
<p>なお、留意改善を要する事項が多数に及んでおり、また、前年度監査の結果、指摘事項であったにもかかわらず、改善が認められなかったものもあることから、組織的なチェック体制を再構築するなど、有効な対策を講じられたい。</p>	

4(1) 監査対象機関名 沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター

(2) 監査実施日

ア 予備監査実施日 平成25年6月12日及び13日

イ 本監査実施日 平成25年7月30日

(3) 監査結果の公表の日 平成25年9月6日

(4) 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
<p>需用費及び役務費の支出に当たり、履行確認後相当期間経過してから支出しているものが2件、26,980円あったので、適正な事務の執行に努められたい。</p> <p>なお、前年度の監査の結果、同様の事例について注意したにもかかわらず、改善が認められなかったものであることから、組織的なチェック体制を再構築するなど、有効な対策を講じられたい。</p>	<p>需用費及び役務費の支出について、今後は、定期的に支出経理簿により、未払となっている案件がないか確認を行い、再発を防止することとした。</p>